契約解除

訪問販売・サイドビジネス商法等の契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

■クーリング・オフについて（メール等の場合）

契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。

送信したメールは大切に保存してください。
ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。

支払った代金は、全額返金を請求できます。
商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合も、メールの記載例と同内容を記載し、「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。ハガキの両面をコピーし、大切に保管してください。

■メールの記載例

宛先：xxxx@xxxx.co.jp
件名：クーリング・オフ通知
○○株式会社　御中

次の契約を解除します。

契約年月日　令和○年○月○日
商品名　○○○○
契約金額　○○○○○○円
販売会社　○○株式会社○○○営業所
担当者　○○○○氏

支払った代金○○○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

令和○年○月○日
栃木県○市○町○丁目○番○号
氏名　○○○○

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

8日間
- 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）
- 特定継続的役務提供（エステティックサロン・語学教室等）
- 電話勧誘販売
- 訪問購入（いわゆる訪問買取）

20日間
- 業務提供誘引販売取引（サイドビジネス商法等）
- 連鎖販売取引（マルチ商法）

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品（化粧品・健康食品）で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフについて分からないときは、悩まず、消費生活センターに相談してください。

困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン いやや! 188（嫌や!悪質商法!）

宇都宮市消費生活センター	028-616-1547	那須塩原市消費生活センター	0287-63-7900
足利市消費生活センター	0284-73-1211	さくら市消費生活センター	028-681-2575
栃木市消費生活センター	0282-23-8899	那須烏山市消費生活センター	0287-83-1014
佐野市消費生活センター	0283-20-3015	下野市消費生活センター	0285-44-4883
鹿沼市消費生活センター	0289-63-3313	上三川町消費生活センター	0285-56-9153
日光市消費生活センター	0288-22-4743	芳賀地区消費生活センター（益子町・茂木町・市貝町・芳賀町）	0285-81-3881
小山市消費生活センター	0285-22-3711	壬生町消費生活センター	0282-82-1106
真岡市消費生活センター	0285-84-7830	野木町消費生活センター	0280-23-1333
大田原市消費生活センター（大田原市・那珂川町）	0287-23-6236	高根沢町消費生活センター	028-675-3000
矢板市消費生活センター（矢板市・塩谷町）	0287-43-3621	那須町消費生活センター	0287-72-6937
		栃木県消費生活センター	028-625-2227

このリーフレットについてのお問合せ　●栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課　☎028−623−2135　令和7（2025）年12月作成

「怪しい」と

気づかなければ 悪質商法の思うツボ。

関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン いやや! 188

栃木県消費生活センター

028-625-2227

栃木県　消費生活　検索

ウマイ話には裏があるカモ…！

困ったら、一人で悩まず すぐ相談！

サイドビジネス商法

「副業や内職で簡単に収入を得られる」等と勧誘し、仕事に必要があるとして商品やサービスを購入させる、または金銭を支払わせる商法。

カモにならないために…

- **「スマホ一つで簡単に稼げる」「気軽に始められる」ことを強調する広告やSNSの投稿をうのみにしない！**
- **作業内容や利益の仕組みを確認しないまま契約しない！簡単にお金を支払わない！**

美容に関するトラブル

美容医療や脱毛エステの「通い放題」につられて契約したが、予約が取れず支払いだけが残るなどのトラブル。

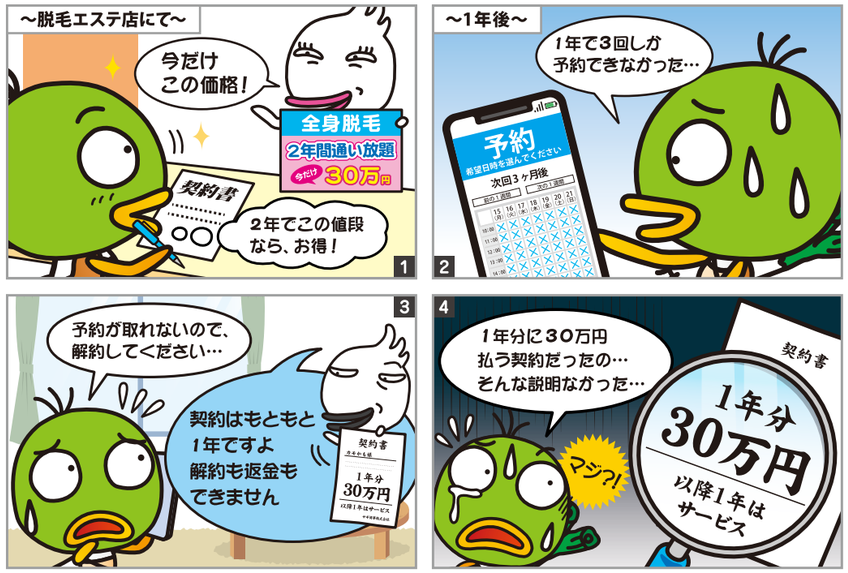

カモにならないために…

- **「今日契約するなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って判断する。**
- **必ず契約時に申込書面の内容（施術期間、回数、契約額）と支払方法（特に分割払の総額）を確認する。**
- **契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、慎重に検討する。**

マルチ商法

商品の購入やサービスの契約をして販売組織の会員になり、他の人を勧誘して入会させると紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。

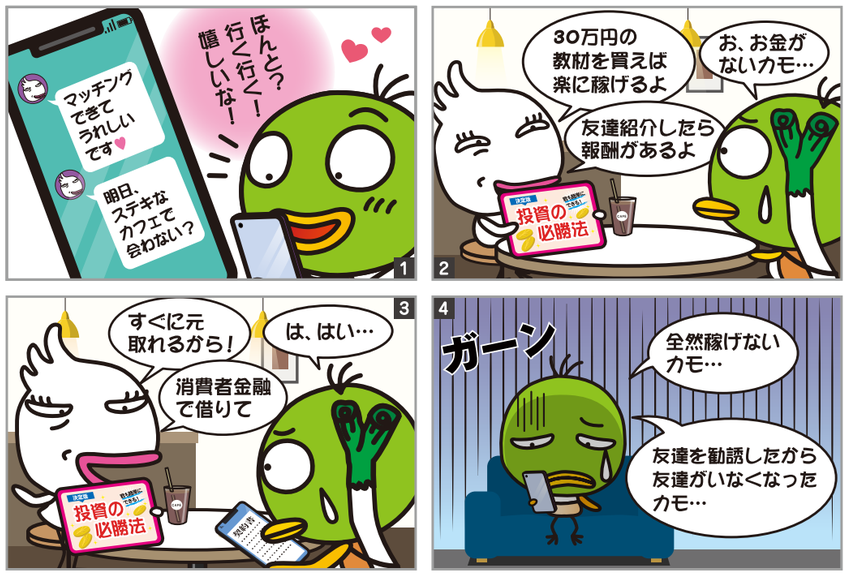

カモにならないために…

- **「楽に稼げる」といったウマイ話は信じない！**
- **友達やSNS、マッチングアプリで知り合った人から勧誘されても、きっぱりと断る。**

こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は全く稼げず、商品等を購入するための借金だけが残ることも…
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者になることも…

レスキュー商法

急増中

緊急事態に陥っている状況につけ込み、広告で安い料金をうたいながら、来訪後には高額な料金を請求する商法。

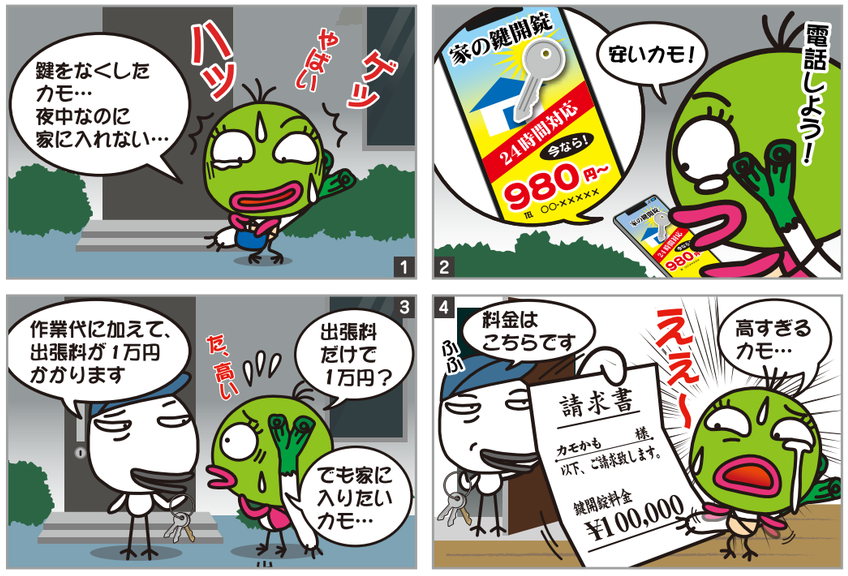

カモにならないために…

- **「○○円～」といったネット広告の最低価格をうのみにしない！**
- **申し込み時や作業前に見積書をもらい、作業内容や、出張料、キャンセル料などを確認する。**
- **賃貸住宅の場合、住まいのトラブル時の連絡先などを管理会社に事前確認しておきましょう。**

こんなケースにも注意！

害虫駆除やトイレのつまり・水漏れなど緊急時のトラブルの解決を依頼したところ、追加作業を促され、高額請求される。